

TEPCO省エネプログラム

# TEPCOカーボンニュートラルサポート2024

公募要領

---

東京電力エナジーパートナー株式会社

2024年 3月 4日 公表  
2024年 4月15日 改定  
2024年 5月20日 改定  
2024年 6月 3日 改定  
2024年 6月24日 改定  
2024年10月23日 改定

# 目次

<b>1</b>	<b>サービス概要</b>	
1.1	サービス名称	P.4
1.2	サービスの目的	P.4
1.3	サポート対象者	P.4
1.4	サポート対象設備	P.6
1.5	サポート対象要件	P.9
1.6	申請単位とサポート上限額	P.13
1.7	サポート金の算定方法	P.15
1.8	申請期間	P.16
1.9	交付書面	P.16
1.10	申請フロー	P.17
1.11	導入設備の継続利用期間	P.18
1.12	導入設備の管理等	P.18
1.13	その他	P.18
<b>2</b>	<b>アカウント作成等</b>	
2.1	アカウント作成	P.20
2.2	手続きの代行	P.21
2.3	共同申請	P.21
2.4	個人情報等の取扱い	P.22
<b>3</b>	<b>交付申請・設置報告</b>	
3.1	交付申請	
3.1.1	交付申請	P.24
3.1.2	交付申請の審査	P.24
3.1.3	交付決定	P.25
3.1.4	交付申請後の情報変更	P.25
3.1.5	交付決定によって生じる権利義務の譲渡の禁止	P.25
3.1.6	交付決定の取り消し	P.25
3.2	設置報告	
3.2.1	サポート対象設備の設置完了	P.26
3.2.2	設置報告	P.26
3.2.3	設置報告の審査	P.28
3.2.4	サポート金の支払い決定	P.28
3.2.5	設置報告時における交付決定の内容変更	P.29
3.2.6	電気需給契約者の変更	P.30

# 目次

## 4 各設備種別の申請書類

4.1	交付申請の申請書類	P.32
4.2	設置報告の申請書類	P.33

## 5 申請書類サンプル

### 5.1 交付申請の申請書類サンプル

5.1.1	書類番号1-1：手続代行申請書	P.35
5.1.2	書類番号1-2：共同申請書	P.36
5.1.3	書類番号1-3：見積書および付随書類	P.37
5.1.4	書類番号1-4：制御対象空調一覧	P.38
5.1.5	書類番号1-5：図面および付随書類	P.39
5.1.6	書類番号1-6：導入予定場所の写真	P.40
5.1.7	書類番号1-7：導入予定場所の位置情報	P.42

### 5.2 設置報告の申請書類サンプル

5.2.1	書類番号2-1：設置完了届	P.43
5.2.2	書類番号2-2：工事請負契約書および付随書類	P.44
5.2.3	書類番号2-3：計画変更申請書	P.45
5.2.4	書類番号2-4：権利義務の譲渡確認書	P.46
5.2.5	書類番号2-5：共同申請の確認書	P.47
5.2.6	書類番号2-6：加入証明書	P.47
5.2.7	書類番号2-7：導入設備の写真	P.48
5.2.8	書類番号2-8：設備設置後の図面および付随書類	P.49
5.2.9	書類番号2-9：電気需給契約書	P.50
5.2.10	書類番号2-10：接続供給兼基本契約申込書	P.51

## 6 サポート金のお支払い

6.1	サポート金のお支払い	P.52
6.2	サポート金の返還	P.52
6.3	サポート金の返還時の延滞金	P.52

## 付録

用語・略語集	P.54
お客さま番号と供給地点特定番号の確認方法	P.55
共同申請となる契約スキーム例	P.61

## 1. サービス概要

---

# 1. サービス概要

## 1.1 サービス名称

TEPCO省エネプログラム TEPCOカーボンニュートラルサポート2024

## 1.2 サービスの目的

省エネ・創エネ・デマンドレスポンス（以下、DR）の対象設備の導入サポートを通じて、お客様の電気料金のご負担を軽減し、電力需給の安定化・地産地消型のエネルギー社会を推進します。

## 1.3 サポート対象者

以下の条件を満たしたお客さまを、本サービスのサポート対象者とします。

- ① 東京電力エリア内において、当社と電気需給契約をご締結いただいております、以下のいずれかに該当すること
  - ・ 高圧/特別高圧のお客さま（臨時電力、農事用電力等を除く）
  - ・ 低圧のお客さまのうち、対象メニューにご加入いただいている法人等または個人事業主のお客さま  
※対象メニューは次ページをご参照ください。
- ② 「ビジネスTEPCO」（当社がお客さまに提供する会員制無料Webサービス）の会員であること

### ▶ 東京電力エリア

東京電力エリア内とは、以下の場所を指します。

栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都（島嶼地域を除く）、神奈川県、山梨県および静岡県（富士川以東）

### ▶ 法人等

法人等とは、以下のいずれかを満たすお客さまを指します。

- ・ 法律によって法人格が認められ、法人番号が付与された会社や団体
- ・ 多数の者が一定の目的を達成するために結合した団体のうち法人格を有しないもの
- ・ その他、当社が認める団体

例：株式会社、学校法人、医療法人、地方公共団体、非営利団体、管理組合 等

# 1. サービス概要

## ➤ 低圧の法人等または個人事業主のお客さまのうち、本サービスの対象者となるメニュー

- スタンダード S
- スタンダード L
- スタンダード X
- 動力プラン
- プレミアム S
- プレミアム L
- プレミアムプラン
- アクアエナジー100
- 夜トク 8
- 夜トク 12
- スマートライフ S
- スマートライフ L
- スマートライフプラン
- 暮らし上手 S
- 暮らし上手 L
- 暮らし上手 X
- おトクなナイト8（時間帯別電灯[夜間8時間型]）
- おトクなナイト10（時間帯別電灯[夜間10時間型]）
- 電化上手（季節別時間帯別電灯）
- ピークシフトプラン（ピーク抑制型季節別時間帯別電灯）
- 低圧高負荷契約
- TEPCO プレミアム S for ソフトバンク
- TEPCO プレミアム L for ソフトバンク
- TEPCO プレミアムプラン for ソフトバンク
- TEPCO プレミアムプラン for エアロテック
- TEPCO スマートライフプラン for エアロテック

# 1. サービス概要

## 1.4 サポート対象設備

当社が定めるエネルギー消費効率等の各条件を満たし、法令に定められた安全上の基準を満たしている設備をサポート対象とします。

- ◇ 負荷移行
  - 1. 蓄熱設備の制御システム : 更新
  - 2. ビル用マルチエアコンの制御システム : 新規設置
- ◇ 高効率化
  - 3. 電気式高効率空調 : 新規設置・増設・更新
  - 4. 太陽光発電設備 : 新規設置・増設

※ 太陽光発電設備は、太陽光パネル・パワーコンディショナ（PCS）等、太陽光発電設備の稼働に必要な設備が全て新規設置・増設されている場合を対象とします。

### 【サポート対象設備とサポート条件】

設備種別		導入形態	条件		サポート金	
1	蓄熱設備の制御システム	更新	以下の①および②を満たすこと ① 既存の蓄熱設備の制御システムを当社のDR指令に対応可能なシステムへ改修すること ② 当社の指定するDRメニューに加入すること		2,000,000 円/件	
2	ビル用マルチエアコンの制御システム	新規設置	以下の①および②を満たすこと ① ビル用マルチエアコンの制御システムを新規設置すること ② 当社の指定するエネルギー管理サービスに加入すること		300,000 円/件	
3	電気式高効率空調	新規設置 増設 更新	定格冷房能力		定額冷房能力あたり	
			店舗用 パッケージエアコン	7.1kW未満		APF（2015）基準値 7.0以上
				7.1kW以上 12.5kW未満		6.7以上
				12.5kW以上		6.1以上
ビル用マルチエアコン	-	6.1以上				
4	太陽光発電設備 <sup>1</sup>	新規設置 増設	設置形態		太陽光パネル出力あたり	
			陸屋根			26,500 円/kW
			ソーラーカーポート			26,500 円/kW
			野立て			23,000 円/kW
			塩害地区			11,300 円/kW
壁面・窓面等		26,500 円/kW				

\*1 同一設備種別において、設置形態の条件を重複して満たす場合は、サポート金単価の大きい方を採用し、合算は行いません。

※ 電気式高効率空調の上記条件を満たす対象機器については、「サポート対象機器一覧」をご参照ください。

# 1. サービス概要

---

## ▶ サポート対象設備としない場合

以下の設備は、サポート対象設備としません。

### <将来用設備>

- 設備を購入してから据付・稼働せずに倉庫等に保管する場合は、「将来用設備」とみなしサポート対象としません。

### <中古品>

- 購入時点で既に一度事業の用に供している設備は、「中古品」とみなしサポート対象としません。

### <自社製品>

- 自社および子会社で製造している設備は、「自社製品」とみなしサポート対象としません。

# 1. サービス概要

## ▶ 導入形態について

設備種別により、サポート対象とする導入形態（新規設置・増設・更新）が異なります。

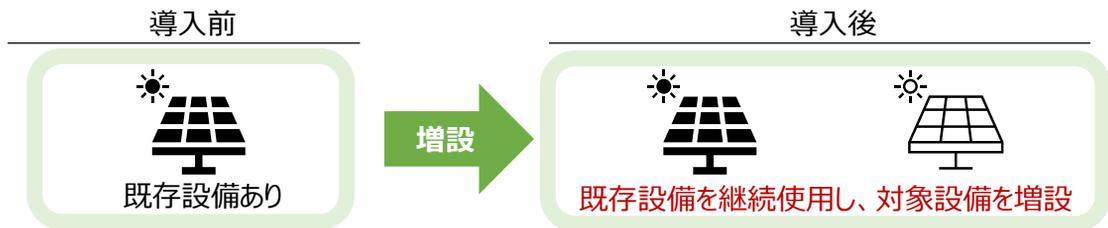
### 【新規設置】

- 対象となる設備種別：ビル用マルチエアコンの制御システム、電気式高効率空調、太陽光発電設備
- 導入形態の定義：既存設備が設置されていない場所に、対象設備または制御システムを新規設置すること



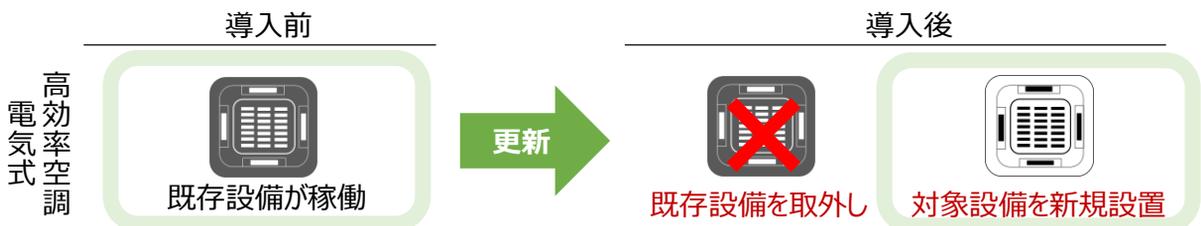
### 【増設】

- 対象となる設備種別：電気式高効率空調、太陽光発電設備
- 導入形態の定義：既存設備が稼働している場所に、追加で対象設備を新規設置すること



### 【更新】

- 対象となる設備種別：蓄熱設備の制御システム、電気式高効率空調
- 導入形態の定義：
  - 蓄熱設備の制御システムの場合、既存の制御システムを当社のDR指令に対応可能なシステムへ改修すること
  - 電気式高効率空調の場合、既存設備を取外し、同じ設備種別の対象設備を新規設置すること※ 設備容量が増減する場合も、対象設備への更新であれば対象とします。



# 1. サービス概要

## 1.5

### サポート対象要件

#### <共通>

以下の①～⑧および各設備ごとの条件をすべて満たした場合、本サービスのサポート対象とします。

- ① サポート対象者の条件を満たしていること
- ② サポート対象設備の条件を満たしていること
- ③ 本サービスにより設置するサポート対象設備の所有者であること  
※ 設備利用開始時に電気需給契約者と設備所有者が異なる場合は、電気需給契約者と設備所有者の両方で共同申請を行っていただくことで、サポート対象となる場合がございます。
- ④ サポート対象設備を3年以上継続して使用すること
- ⑤ 交付申請期間内（2024年6月3日～2024年12月27日）に交付申請を行うこと
- ⑥ 設置報告期間内（2024年10月1日～2025年12月26日）に設置報告を行うこと
- ⑦ サポート対象設備の発注が公募要領の公表日（2024年3月4日）以降であること
- ⑧ サービス利用規約に同意していること

#### <蓄熱設備の制御システム >

- ① 既設の蓄熱設備等を保有していること
- ② 蓄熱設備の制御システムを、当社のDR指令に対応可能なシステムへ改修を行うこと
- ③ 当社の指定するDRメニューへ加入すること  
※当社の指定するDRメニューは、蓄熱設備・蓄電池を活用したDRメニューとなります。  
詳細については当社営業担当へお問い合わせください。

# 1. サービス概要

## <ビル用マルチエアコンの制御システム>

- ① ビル用マルチエアコンの制御システムを導入すること
- ② 当社の指定するエネルギー管理サービスに加入すること  
※ 当社の指定するエネルギー管理サービスは、日本ファシリティ・ソリューション株式会社の『エナジードクター』を指します。

### ➤ 『エナジードクター』のサービス概要

- ・ 『エナジードクター』は、クラウドを活用した「空調制御」+「見える化」+「運用サポート」により、お客様の省エネに貢献するサービスです。  
※ お客様の設備状況や通信環境によりサービス提供できない場合があります。
- ・ ビル用マルチエアコンの制御システムのうち、『エナジードクター』に対応している制御システムは、「サポート対象機器一覧」をご参照ください。
- ・ 『エナジードクター』の詳細については、こちらのサイトをご参照ください。  
<https://www.j-facility.com/ssl/energy.html>

### 【『エナジードクター』の推奨環境】

- ・ 10カ所以上の拠点を展開していること
- ・ 1 拠点あたりの電気需給契約の契約電力が200kW以上であること
- ・ 1 拠点あたりの年間の使用電力量が600,000kWh以上であること
- ・ 1 拠点あたりの制御対象とする合計の定格冷房能力が100kW以上であること

### 【『エナジードクター』の適用可否】

適用区分	具体例	理由
×：適用不可	セントラル空調システム	個別空調制御ができないため
	携帯電話の電波が届かない箇所への設置	クラウドまで情報伝達できないため
△：検討が必要	製造から15年以上経過した空調システム	メーカー標準の外部アダプタが供給されない可能性があるため
○：適用可能	上記以外のうち、推奨条件を満たすもの	—

※ その他、お客様設備の状況により導入できない場合がございます。

# 1. サービス概要

## <電気式高効率空調>

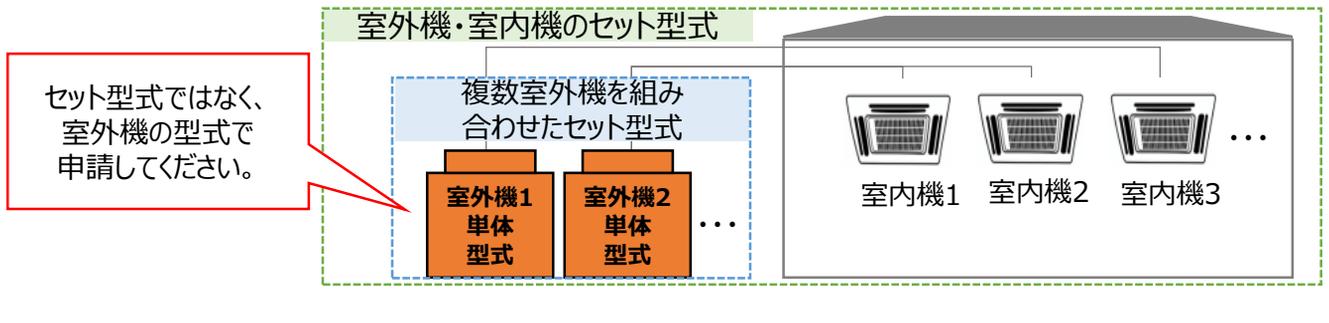
当社の定めるAPF（2015）基準値を満たす性能であること

### ➤ APF基準値の判断

- 店舗用パッケージエアコンは、「導入した室外機+4方向カセット型室内機（1台）のAPF（2015）の値」により判定します。
  - ※ 実際に導入した室内機の種類・台数に依りません。
  - ※ 上記の組み合わせがない場合は、導入した室外機+4方向カセット型室内機（複数台）の組み合わせの中で最小台数のAPF（2015）値により判定します。
- ビル用マルチエアコンは、「導入した室外機のAPF（2015）の値」により判定します。
- 上記の条件を満たす型式は、「サポート対象機器一覧」をご参照ください。
  - ※ 上記の条件を満たす機器が、「サポート対象機器一覧」に記載されていない場合は別途ご連絡ください。

### ➤ 申請に使用する型式

電気式高効率空調の場合、室外機・室内機のセット型式ではなく、室外機の型式で申請してください。



# 1. サービス概要

## <太陽光発電設備>

- ① 設置形態が、サポート対象要件を満たしていること
- ② 東京電力パワーグリッド株式会社との系統連系協議を行うこと
- ③ 東京電力エリア内に所在し、かつ、当社と電気需給契約を締結している需要場所において、サポート対象設備を設置し、継続して発電を行うこと
- ④ サポート対象者の所在する需要場所において、③で発電した電力をすべて使用（自家消費）すること
- ⑤ サポート対象設備で発電した電力について、他の小売電気事業者と売買契約を締結しないこと  
※ ただし、当該需要場所のみに電力を供給するオフサイトPPAモデルのための電力の売買契約を締結する場合はサポート対象とします。
- ⑥ サポート対象設備について、FIT制度またはFIP制度の対象設備としないこと

## ➤ サポート対象とする設置形態

### ① 陸屋根



傾斜のない平面な屋根に設置する形態  
※ 折板屋根等の金属製屋根およびスレート屋根への設置は該当しません。

### ② ソーラーカーポート



太陽光発電搭載型カーポートまたは太陽光発電一体型カーポートを設置する形態

### ③ 野立て



遊休地や利用していない土地に野立て設置する形態

### ④ 塩害地区



海岸線から1kmの範囲内に設置する形態  
※ 屋根形状等は問いません

### ⑤ 壁面・窓面等



壁面や窓面等に設置する形態  
※ その他、当社の認める特殊形態をサポート対象とします。  
フレキシブルモジュール等

# 1. サービス概要

## 1.6 申請単位とサポート上限額

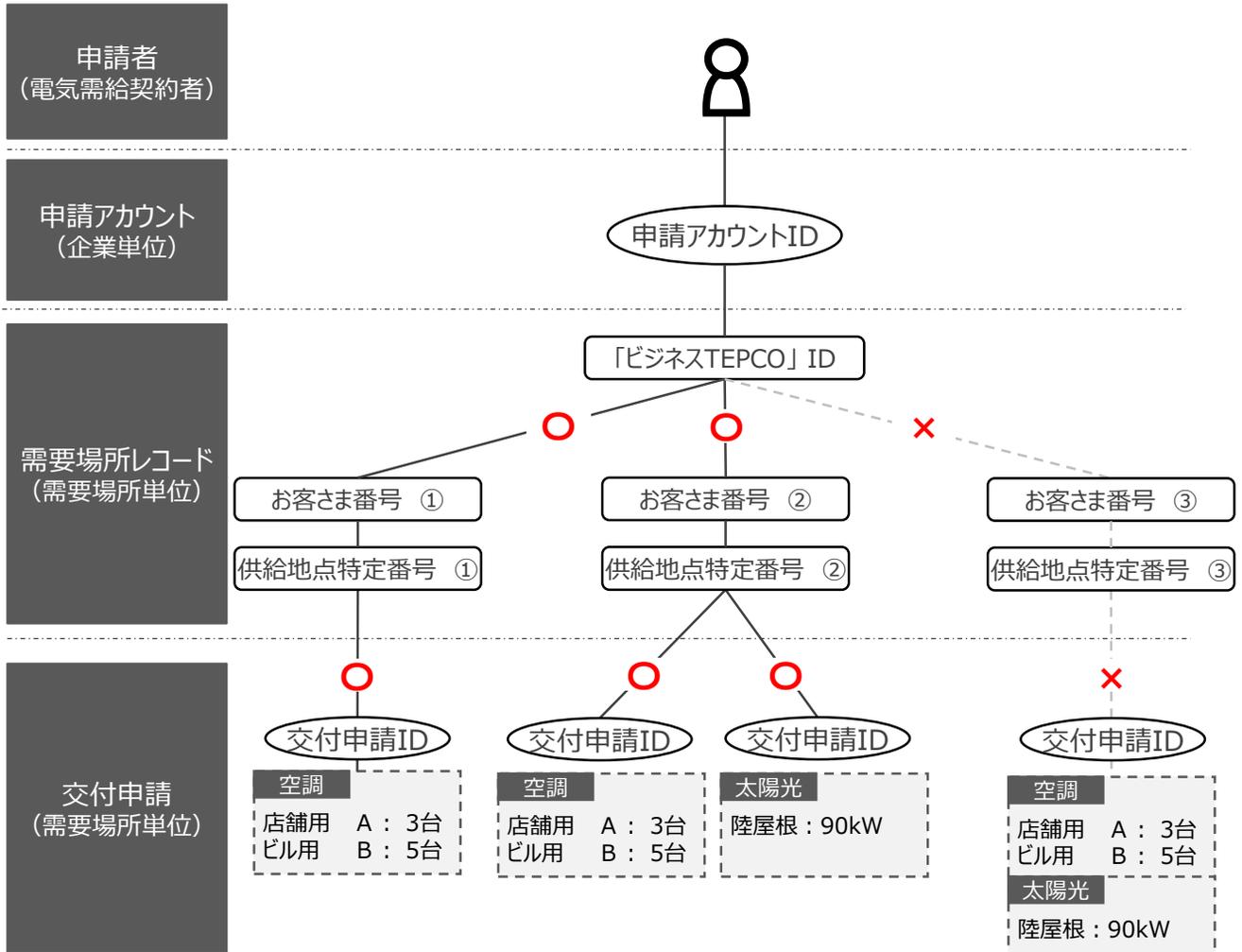
### 【申請アカウントと申請単位】

- 本サービスの申請には、申請アカウント IDが必要となります。  
※「ビジネスTEPCO」IDとは異なります。
- 申請アカウントは、企業単位でご作成ください。
- 交付申請は、需要場所単位で設備種別ごとに実施してください。
- 交付申請IDは、申請システムにて交付申請した際に自動発行されます。

### 【注意事項】

- 既に申請いただいている需要場所は、異なる「ビジネスTEPCO」IDで申請できません。
- 1つの交付申請IDで、複数の設備種別を申請できません。

### 【申請単位のイメージ】



# 1. サービス概要

## 【サポート上限額】

- サポート上限額は、需要場所ごとに設定します。
- 1需要場所ごとの上限額は、電気需給契約の2024年3月分の契約電力（kW）に、7,000円を乗じて算出した金額または3,500,000円のいずれか小さい金額とします。
  - ※ 2024年3月分の契約電力が確認できない場合は、当社が別途定める時点の契約電力とします。
- 同一の需要場所において当社と以下の2つの電気需給契約を締結している場合は、契約電力を合算し上限額を算定いたします。
  - ① 低圧対象メニュー（動力プランを除く）
  - ② 動力プラン
  - ※ 契約電力の定めがない場合は、契約電流または契約容量を契約電力へ換算して算定いたします。
- 1需要場所で複数の交付申請を行う場合、2件目以降のサポート上限額は、需要場所のサポート上限額から交付申請済みのサポート金額を差し引いた金額とします。
  - ※ 2件目以降のサポート上限額は、交付申請時点で算定されるため、2件目以降の交付申請後に、既存の交付申請を申込取消した場合においても、2件目以降のサポート上限額は、自動的に変更されません。

## ■ 契約電流または契約容量から契約電力への換算方法

契約記載単位	契約電力換算後
契約電流 1.0 A	契約電力 0.1 kW
契約容量 1.0 kVA	契約電力 1.0 kW

## ■ 契約電力の確認方法（低圧）（「ビジネスTEPCO」掲載の低圧ご利用明細より一部抜粋）

請求金額内訳	
スタンダードX	
契約種別	スタンダードX
契約電力	8kW
主契約	
使用電力量 合計	219kWh
最大需要電力	2kW

こちらから契約電力をご確認ください

## ■ 契約電力の確認方法（高圧）（「ビジネスTEPCO」掲載の高圧ご使用実績より一部抜粋）

電気ご使用量のお知らせ 東京電力エナジーパートナー株式会社

平成28年 2月分

※ 本内容につきましては、実際のご請求金額等と相違する場合がございます。  
正式なご請求金額等につきましては、郵送にてお届けする電気料金等請求書をご確認ください。

ご請求金額	
ご請求金額	2,684,836 円
うち消費税等相当額	198,876 円

ご使用場所	東京都 ○○区 △丁目××-×				
店番番号	000	地区番号	00	お客さま番号	00000-0000-0-00
供給地点特定番号	00-0000-0000-0000-0000-0000				
お支払期日	平成28年 3月 8日	口座振替日	平成28年 2月22日		

ご使用実績		使用期間 1月28日～2月1日	
契約電力	主契約 380kW		
供給電力	1,348kW		
ご使用実績	使用電力量 合計 189,440kWh	最大需要電力	361kW

こちらから契約電力をご確認ください

# 1. サービス概要

## 1.7

### サポート金の算定方法

- 1 需要場所あたりのサポート金額は、以下の計算方法により算出します。
    - ※ 各設備のサポート金単価は、P.6「1.4 サポート対象設備」をご参照ください。
- STEP① 蓄熱設備の制御システムおよびビル用マルチエアコンの制御システムのサポート金を算出する
- STEP② サポート金単価ごとに、設備能力に導入数を乗じた値を合計し総出力を算出する
- STEP③ ②で算出した総出力に、それぞれのサポート金単価を乗じる
- STEP④ ①・③で算出したサポート金額を合算する
- STEP⑤ ④で算出したサポート金額とサポート上限額と比較し、低い金額をサポート金額とする
- ※ 1 需要場所で複数の交付申請を行う場合、1度算出したサポート金額は、他の交付申請を申込取消した場合においても、自動的に再計算されません。

#### STEP① 1件あたりのサポート金額を算出

【蓄熱設備の制御システム】

1 件あたり2,000,000円

【ビル用マルチエアコンの制御システム】

1 件あたり300,000円

#### STEP②

サポート金単価ごとに総出力を計算

【電気式高効率空調】

設備Aの出力：定格冷房能力[kW] × 導入台数[台]

設備Bの出力：定格冷房能力[kW] × 導入台数[台]

.....

⇒各設備の出力を合計し総出力を算出する

※ 小数点第2位を切り上げ

※ 「店舗用パッケージエアコン」、「ビル用マルチエアコン」は分けて総出力を計算します

#### STEP③

サポート金単価を乗じる

総出力 × サポート金単価

【太陽光発電設備】

設備Aの出力：太陽光パネル出力[kW] × パネル枚数[枚]

設備Bの出力：太陽光パネル出力[kW] × パネル枚数[枚]

.....

⇒各設備の出力を合計し総出力を算出する

※ 小数点第2位を切り上げ

※ 太陽光パネル出力は[W]ではなく[kW]となります

総出力 × サポート金単価

※ 複数の設置形態を満たす場合、サポート金単価のより大きい条件を採用し、サポート金単価の合算は行いません

#### STEP④ 合算

需要場所あたりのサポート金額

#### STEP⑤ 比較

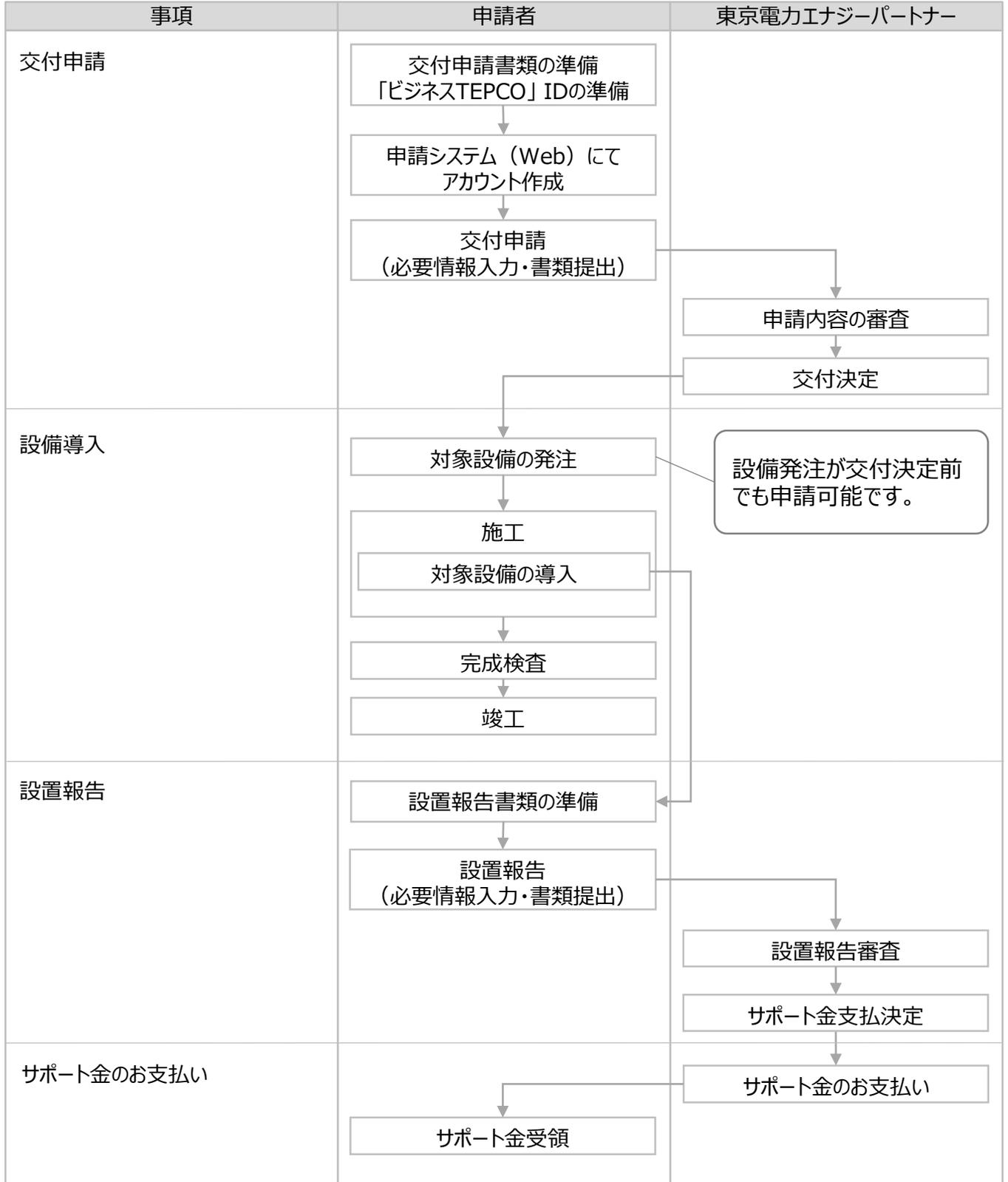
サポート金額

※ STEP④とサポート上限額の低い金額



# 1. サービス概要

## 1.10 申請フロー



# 1. サービス概要

## 1.11 導入設備の継続利用期間

- 申請者は、原則としてサポート対象の導入設備を3年以上継続利用してください。
- 当社は、サポート金のお支払いを受けた申請者に対して、導入設備を継続して利用しているかを確認させていただく場合があります。

## 1.12 導入設備の管理等

- サポート金の支払いを受けた申請者は、法人税法等の法令に従い、設備導入にかかる書類および取引帳簿を保存する必要があります。
- 交付申請や設置報告における提出書類の原本は、上記記載の導入設備の継続利用期間または法人税法等の法令による帳簿保存期間のいずれか長い方の期間にわたり保存する必要があります。
- 当社は、上記において保存する書類および帳簿について閲覧を求めることができます。

## 1.13 その他

- サポート金のお支払い後にサービス利用規約に違反されていることが判明した場合は、サポート金を全部または一部を返還いただきます。
- サポート金は、自治体等の補助金と併用可能です。ただし、自治体等の補助金とサポート金の併用可否については、実施している自治体等にお問い合わせください。

## 2. アカウント作成等

---

## 2. アカウント作成等

### 2.1 アカウント作成

- 申請は、全て申請システムで実施します。  
<https://cns.tepco.co.jp/s/portal>
- 申請にあたり、申請システムのアカウント作成が必要となります。
  - ※ アカウント作成時に申請アカウントIDおよび仮パスワードを付与します。
  - ※ 申請システムの画面操作方法は、「申請の手引き\_システム編」をご参照ください。
- アカウント作成には、電気需給契約を締結している需要場所の「お客さま番号」、「供給地点特定番号」と、需要場所を管理する「ビジネスTEPCO」IDが必要となります。
  - ※ 1つのアカウントで複数の需要場所を交付申請する場合は、いずれか1つの需要場所の「お客さま番号」、「供給地点特定番号」、「ビジネスTEPCO」IDを入力してください。

#### 【アカウント作成時の入力項目】

#	入力項目名	入力内容
1	お客さま番号	申請する需要場所のお客さま番号
2	供給地点特定番号	申請する需要場所の供給地点特定番号 ※ お客さま番号に対し、複数の供給地点特定番号をお持ちの場合は、いずれか1つの供給地点特定番号を入力してください。
3	「ビジネスTEPCO」ID	上記1、2で入力した「お客さま番号」「供給地点特定番号」を管理している「ビジネスTEPCO」ID ※ 未会員の場合は、会員登録が必要です。 ※ 新規発行または再発行には時間がかかる場合があります。アカウント作成の前にご確認いただくことをおすすめします。
4	申請者情報	申請者情報（申請者名、電話番号、住所） 担当者情報（担当者名、電話番号、部署）

※ 「ビジネスTEPCO」については、こちらのサイトをご参照ください。

[https://www30.tepco.co.jp/dv05s/dfw/biztepco/D3BWwwAP/D3BBTUM00101.act?FW\\_SCTL=INIT](https://www30.tepco.co.jp/dv05s/dfw/biztepco/D3BWwwAP/D3BBTUM00101.act?FW_SCTL=INIT)

## 2. アカウント作成等

### 2.2 手続きの代行

- 本サービスにおける手続きを第三者に依頼することができます。
- 「書類番号1-1：手続き代行申請書」を提出してください。
- 申請者が手続きの代行を依頼する場合は、「サービス利用規約」、「申請システム利用規約」、「公募要領」、「法令」、その他当社の指示等に従うことについてあらかじめ同意するものとします。
  - ※ 手続き代行者は、申請アカウントIDおよびパスワードを管理できます。

#### 【手続き代行時の入力項目】

#	入力項目名	入力内容
1	手続き代行者の情報	手続き代行者名、担当者情報（担当者名、部署名、電話番号）

### 2.3 共同申請

- サポート対象設備の利用開始時において、申請者と設備所有者が異なる場合、共同申請ができます。
- 交付申請時に、「書類番号1-2：共同申請書」を提出してください。
  - ※ 設置報告時に、申請者と共同申請者の関係性が分かる証憑として「書類番号2-5：共同申請の確認書」を提出していただきます。
- 共同申請する場合、電気需給契約者を申請者、設備所有者を共同申請者とします。
  - ※ 複数の設備種別がある場合、「書類番号1-2：共同申請書」を設備種別ごとに作成してください。
  - ※ 複数の共同申請者がいる場合、「書類番号1-2：共同申請書」を共同申請者の数だけ作成してください。

#### ▶ 共同申請の主なパターン

##### <リース契約・ESCO契約・PPA 等>

- リース契約等のサービス提供者が、設備の利用開始時において設備所有している場合 等  
関係性が分かる書類例：リース契約書、PPA契約書 等

##### <グループ会社・フランチャイズ 等>

- 親会社が設備の利用開始時において設備所有している場合 等  
関係性が分かる書類例：グループ会社組織図、フランチャイズ契約書 等

##### <テナントビル 等>

- 電気需給契約者がビルオーナーであり、設備所有者がテナント入居者である場合 等  
関係性が分かる書類例：賃貸借契約書 等

## 2. アカウント作成等

### 2.4

#### 個人情報等の取扱い

- 当社は、本サービスにおける個人情報等の収集にあたり、適法かつ公正な手段および手続きによることします。また、本サービスにおいて取得した情報等は、次の目的で利用させていただきます。
  - ① 当社事業における商品・サービスの改善等に活用するため
  - ② 東京電力グループ各社または提携会社の事業に活用するため
  - ③ 東京電力グループ各社または提携会社の商品もしくはサービスに関する広告、宣伝物の送付、勧誘等の事業において活用するため
- 上記の目的以外の利用を行う場合には、申請者に対し事前に確認または同意を求めるものとします。
- 当社は、申請者の個人情報等を次のいずれかに該当する場合を除き、第三者に提供しないものとします。
  - ① 本人の同意がある場合
  - ② 業務遂行に必要な範囲内で業務委託先へ提供する場合
  - ③ その他、法律にもとづき提供が義務づけられるなど正当な理由がある場合
- 申請者は、自己に関する情報の開示を求めることができます。個人情報等の開示は、原則として本人に対してのみ行います。また、お客さまは、開示内容に対して誤情報の訂正、情報の利用および提供の停止（情報の電算処理等一定の場合を除く）を求めることができるものとします。
- 当社は、本サービスの充実ならびに円滑な提供および運営を目的として当社との契約情報を利用いたします。
- その他、個人情報等の取扱いについては、以下に定めるとおりとします。
  - 「個人情報の取扱いに関する基本方針」
  - 「当社の個人情報の利用目的」
  - 「個人情報の開示、訂正、利用停止、利用目的の通知等の手続き」
  - 「ウェブサイト取得または利用する個人情報の取扱いについて」

### 3. 交付申請・設置報告

---

## 3.1 交付申請

### 3.1.1 交付申請

- 交付申請は、申請システムにて必要事項を入力し、必要書類のアップロードを行ってください。  
※ 申請システムの操作方法は、「申請の手引き\_システム編」をご参照ください。
- 交付申請には、当該申請を行う需要場所の「お客さま番号」、「供給地点特定番号」と、需要場所を管理する「ビジネスTEPCO」IDが必要となります。

#### 【交付申請の入力項目】

#	入力項目名	入力内容
1	お客さま番号	申請する需要場所のお客さま番号
2	供給地点特定番号	申請する需要場所の供給地点特定番号
3	「ビジネスTEPCO」ID	申請する需要場所を管理する「ビジネスTEPCO」ID
4	契約名義	申請する需要場所の契約名義
5	契約住所	申請する需要場所の住所
6	導入予定の設備情報	申請する需要場所に導入する予定の設備情報

### 3.1.2 交付申請の審査

- 当社は、申請システムの入力内容および提出書類をもとに、申請者と対象設備がサービス利用規約および公募要領等に定める要件を満たしているか審査いたします。
- 交付申請の内容に不備・不足等がある場合は、当社からその旨を申請者に連絡いたします。  
連絡を受けた場合は、原則として2週間以内に不備・不足等の修正を行ってください。  
※ 不備・不足等を解消いただけない場合は、サポート対象外とさせていただきます。
- 交付申請の審査結果は、申請から2週間後を目途に申請システムおよびメールにて通知いたします。  
※ 蓄熱設備の制御システムについては、4週間以内を目途に申請者へ連絡いたします。

## 3.1 交付申請

### 3.1.3 交付決定

- 交付申請の内容に不備・不足等がない場合は、交付決定いたします。
- 交付決定した場合、「契約内容通知 兼 サポート金交付決定通知」を「ビジネスTEPCO」に掲載し、その旨を申請システムおよびメールにて通知いたします。
  - ※ 高圧/特別高圧で、ベーシックプラン・市場調整ゼロプラン・市場価格連動プランにご加入いただいているお客さまへは、メールにて「契約内容通知 兼 サポート金交付決定通知」を通知します。
- ※ 本サービスのサポート金は、設備種別ごとに予算上限額を設定しております。予算上限額に達した場合、交付申請期間にかかわらず交付申請の受付を締め切ります。

### 3.1.4 交付申請後の情報変更

- 申請システムの入力内容を変更する場合は、交付申請を取下げ後、再申請してください。
  - ※ 申請受付を締切している場合、再申請を受付できない場合があります。
- 交付申請から交付決定までの間は、アカウント作成時の申請者情報のみ変更可能です。

### 3.1.5 交付決定によって生じる権利義務の譲渡の禁止

申請者は、交付決定によって生じる権利義務の全部もしくは一部を、当社の承諾を得ずに第三者へ譲渡または移転することはできません。

### 3.1.6 交付決定の取消し

- ① 当社は、以下のいずれかに該当すると認める場合、サポート金の交付決定の全部もしくは一部を取消し、または変更することができます。
  - 申請者が、サポート利用規約、公募要領、法令またはこれらに基づく当社の処分、指示に違反した場合
  - 申請者が、本サービスに関して不正、証憑の偽造、その他不適切な行為をした場合
  - 交付決定後に生じた事情の変更により、本サービスの全部または一部を継続する必要がなくなった場合
  - その他、当社がサポート対象外と判断する場合
- ② ①の規定は、サポート金額の確定後においても適用されるものとします。
- ③ 当社は、交付決定の取消しまたは変更をした場合は、速やかに申請者に通知するものとします。

## 3.2 設置報告

### 3.2.1 サポート対象設備の設置完了

サポート対象設備の導入は、以下のいずれかを実施したことで設置完了とします。

- ◇ 蓄熱設備の制御システム
  - ・ 制御システムのシステム変更
- ◇ ビル用マルチエアコンの制御システム
  - ・ 制御システムの導入
- ◇ 電気式高効率空調、太陽光発電設備
  - ・ 設備の据付
  - ・ 試運転調整

### 3.2.2 設置報告

- ・ 設置報告は、交付決定した需要場所においてサポート対象設備の設置完了した後、速やかに申請システムにて必要事項の入力、必要書類のアップロードを行ってください。
  - ※ 複数の交付決定を受けている場合は、交付決定単位で設置報告を行ってください。

#### 【設置報告の入力項目】

※ 交付決定の内容が自動入力されています。

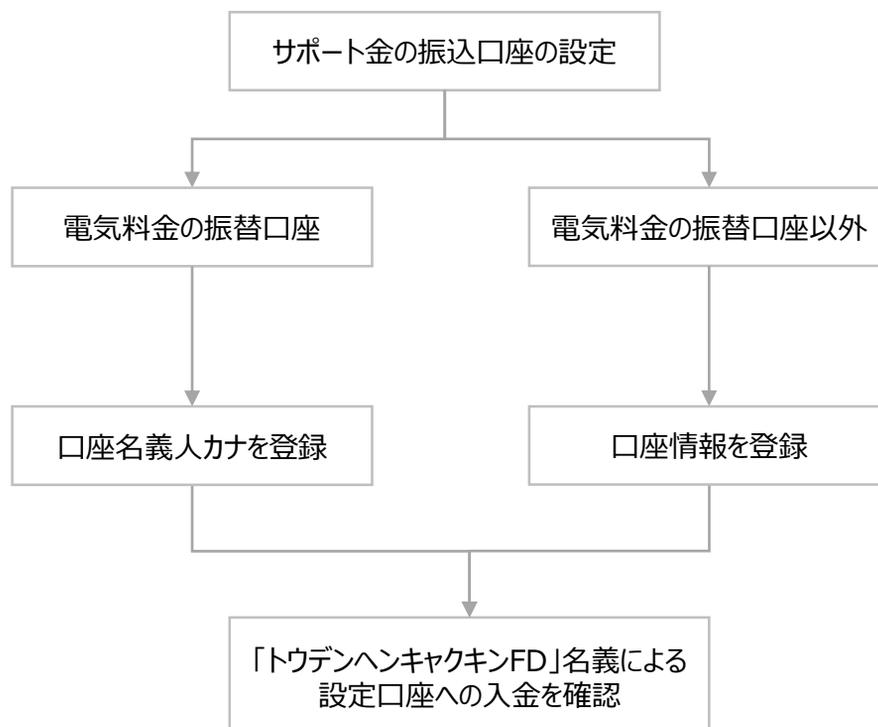
#	入力項目名	入力内容
1	お客さま番号	報告する需要場所のお客さま番号
2	供給地点特定番号	報告する需要場所の供給地点特定番号
3	「ビジネスTEPCO」ID	報告する需要場所を管理する「ビジネスTEPCO」ID
4	契約名義	報告する需要場所の契約名義
5	契約住所	報告する需要場所の住所
6	導入済みの設備情報	報告する需要場所に導入した設備情報
7	サポート金の振込口座	サポート金振込用の口座

## 3.2 設置報告

### ➤ サポート金の振込口座の設定方法

- 電気料金の支払方法が口座振替の場合、ご登録いただいている振替口座をサポート金の振込口座として設定できます。
- 振替口座以外をサポート金の振込口座として設定する場合は、以下のいずれかの名義としてください。
  - ① 申請者 : 法人名義、代表者名義、電気料金の支払名義
  - ② 共同申請者 : 法人名義、代表者名義
- サポート金の振込名義は、「トウデンヘンキョクキンFD」となります。

【サポート金の振込口座設定の流れ】



## 3.2 設置報告

### 3.2.3 設置報告の審査

- 申請システムの入力内容および提出書類をもとに、申請者と対象設備がサービス利用規約および公募要領等に定める要件を満たしているか審査いたします。
- 設置報告の内容に不備・不足等がある場合は、当社からその旨をメールにて申請者に連絡いたします。連絡を受けた場合は、原則として2週間以内に不備・不足等の修正を行ってください。
  - ※ 不備・不足等を解消いただけない場合は、サポート対象外とさせていただく場合があります。
- 設置報告の審査結果は、2週間後を目途に申請システムおよびメールにて通知いたします。

### 3.2.4 サポート金の支払い決定

- 設置報告の内容に不備・不足等がない場合は、サポート金の支払いを決定いたします。
- サポート金の支払いを決定した場合、「サポート金支払決定通知」を「ビジネスTEPCO」に掲載し、その旨を申請システムおよびメールにて通知いたします。
  - ※ 高圧/特別高圧で、ベーシックプラン・市場調整ゼロプラン・市場価格連動プランにご加入いただいているお客さまへは、メールにて「サポート金支払決定通知」を通知します。

## 3.2 設置報告

### 3.2.5 設置報告時における交付決定の内容変更

- 設置報告時において、交付決定した申請内容から変更する場合は、計画変更申請ができます。
- 設置報告時に、「書類番号2-3：計画変更申請書」を提出してください。
- 計画変更申請ができる内容は以下のとおりです。
  1. 当社との電気需給契約に関する情報を変更する場合
  2. 同一設備種別の設備番号を変更する場合
  3. サポート対象設備の台数を変更する場合
  4. その他、当社が計画変更と認める場合※ サポート金は、交付決定額と計画変更後のサポート金のいずれか小さい金額とします。
- 計画変更申請ができない内容は以下のとおりです。
  1. サポート対象設備を導入する需要場所を変更する場合
  2. サポート対象設備の設備種別を変更する場合※ 交付申請の内容から大幅な変更を行う等が発覚した場合は、交付決定の取消を行う場合があります。

#### 【設備変更に関する計画変更可否の事例】

分類	交付申請時の内容	設置報告の内容	変更可否	サポート金額
契約名義の変更 (商号変更)	契約名義 AA社	契約名義 AB社	○	交付決定額に 変更なし
共同申請者の変更	リース会社 XX社	リース会社 YY社	○	
設備番号の変更	電気式高効率空調 A×3台	電気式高効率空調 B×3台	○	交付決定額と 計画変更後の サポート金の いずれか小さい額
台数の変更	電気式高効率空調 A×3台	電気式高効率空調 A×2台	○	
需要場所の変更	お客さま番号： ****-12345-6-00 A工場	お客さま番号： ****-98765-4-00 B工場	×	なし ※ サポート対象外
設備種別の変更	電気式高効率空調 A×3台	太陽光発電設備 A	×	

## 3.2 設置報告

### 3.2.6 電気需給契約者の変更

交付決定後に電気需給契約者を変更する場合、以下を満たす変更後の事業者が設置報告を行うことができます。

- ① 電気需給契約における地位および権利義務が変更後の事業者等に譲渡・移転されること
  - ② 変更後の事業者が本サービスのサポート対象要件をすべて満たすこと
- ※ 「書類番号2-4：権利義務の譲渡確認書」を提出いただく必要があります。
- ※ 上記①②を満たさない場合は、設置報告を行うことはできません。

#### 【電気需給契約の変更可否の事例】

当社との電気需給契約内容の変更手続き	契約主体の変更	契約変更が生じる場合の例	本サービスの継続可否	設置報告時の追加提出書類
名義変更	無	・商号変更	○	・書類番号2-3： 計画変更申請書
	有	・相続 ・合併 ・分割 ・事業の譲渡 ・電気需給契約を締結している建物の売却	○	・書類番号2-3： 計画変更申請書 ・書類番号2-4： 権利義務の譲渡確認書
種別変更	無	・契約メニューの変更	○	・書類番号2-3： 計画変更申請書
廃止/解約/撤去	有	・他社契約への切り替え ・建物の撤去	×	-

※ 1アカウントで複数申請を行う予定であり、アカウント作成時点で電気需給契約の変更を予定している場合は、アカウントを分けて申請してください。

※ 1アカウントで複数申請を行い、一部について電気需給契約の変更が行われた場合は、申請システムの対応および設置報告の審査に時間を要する場合があります。

## 4. 各設備種別の申請書類

---

## 4. 各設備種別の申請書類

### 4.1 交付申請の申請書類

申請者は、設備種別に応じて必要な書類を提出してください。

○：必須

書類番号	書類名称	提出内容補足	指定書式	負荷移行		高効率化	
				蓄熱設備制御システム	ビル用マルチエアコン制御システム	電気式高効率空調	太陽光発電設備
1-1	手続代行申請書	手続きの代行依頼を行う申請書	有	対象者	対象者	対象者	対象者
1-2	共同申請書	共同申請を行う申請書	有	対象者	対象者	対象者	対象者
1-3	見積書および付随書類	導入予定設備の型式・台数等が記載されている見積書	-	○	-	○	-
1-4	制御対象空調一覧	制御システムと制御対象となる空調の室外機一覧	有	-	○	-	-
1-5	図面および付随書類	太陽光発電設備の出力、設置形態等を確認できる図面	-	-	-	-	○
1-6	導入予定場所の写真	太陽光発電設備の設置形態を確認できる写真	有	-	-	-	○
1-7	導入予定場所の位置情報	太陽光発電設備の導入予定場所の位置情報がわかる証憑	-	-	-	-	野立て塩害地区

## 4. 各設備種別の申請書類

### 4.2 設置報告の申請書類

申請者は、設備種別に応じて必要な書類を提出してください。

○：必須

書類番号	書類名称	提出内容補足	指定書式	負荷移行		高効率化	
				蓄熱設備 制御システム	ビル用 マルチエアコン 制御システム	電気式 高効率空調	太陽光発電 設備
2-1	設置完了届	対象設備の設置完了を証明する申請書	有	○	○	○	○
2-2	工事請負契約書 および付随書類	施工事業者と締結した工事請負契約書（写）	-	○	○	○	○
2-3	計画変更申請書	計画変更を行う申請書	有	対象者	対象者	対象者	対象者
2-4	権利義務の 譲渡確認書	電気需給契約の変更に伴う権利義務の譲渡確認書	有	対象者	対象者	対象者	対象者
2-5	共同申請の確認書	申請者と共同申請者の関係性を確認できる証憑	-	対象者	対象者	対象者	対象者
2-6	加入証明書	当社指定のDRメニューまたはエネルギー管理サービスへの加入を証明する書類	-	○	○	-	-
2-7	導入設備の写真	導入した設備の写真	有	-	-	○	○
2-8	設置完了後の図面 および付随書類	太陽光発電設備の出力、設置形態等を確認できる図面	-	-	-	-	○
2-9	電気需給契約書	太陽光発電設備の導入場所において当社と締結している電気需給契約書	-	-	-	-	オフサイト PPA
2-10	接続供給兼 基本契約申込書	東京電力パワーグリッド株式会社との接続供給兼基本契約申込書	-	-	-	-	自己託送

## 5. 申請書類サンプル

---

# 5.1 交付申請の申請書類サンプル

## 5.1.1 書類番号1-1：手続代行申請書

- 申請者は、本サービスにおける手続き等を第三者に依頼する場合、「書類番号1-1：手続代行申請書」を提出してください。

### 【書類作成時の注意点】

書類番号：1-1

東京電力エナジーパートナー株式会社宛

記入日 2024年6月1日

## 手続代行申請書

下記のとおりTEPCOカーボンニュートラルサポートの申請代行を依頼します。

記

### <手続代行者情報（依頼先）>

手続代行者の名義	△△△社
手続代行者の住所	神奈川県△△市△-△-△
手続代行者の連絡先	
担当者名	△△ △△
電話番号	* * * - * * * * - * * * *
メールアドレス	* * * * * @ * * .co.jp

### <手続代行時の同意事項>

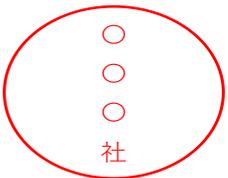
本サービスの適用にあたり、申請者および手続代行者は以下の項目すべてに同意します。

- 1 TEPCOカーボンニュートラルサポートのサービス利用規約に記載されるすべての内容
- 2 TEPCOカーボンニュートラルサポートの申請システム利用規約に記載されるすべての内容
- 3 TEPCOカーボンニュートラルサポートの公募要領に記載されるすべての内容
- 4 その他、東京電力エナジーパートナー株式会社の指示等に従うこと

上記の事項に同意します。(チェックを入れてください)

申請者はあらかじめサービス利用規約・公募要領等の内容を全て理解の上、同意事項にチェックしてください

### <申請者情報>

申請者名義（契約名義）	〇〇〇社
お客さま番号	XXXXXXXXXXXX
供給地点特定番号	XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
押捺欄 ※法人等の場合 ⇒社名等の分かる公印 ※個人事業主の場合 ⇒個人名の分かる印鑑	

以上

# 5.1 交付申請の申請書類サンプル

## 5.1.2 書類番号1-2：共同申請書

- 申請者は、サポート対象設備の利用開始時において、申請者と設備所有者が異なる場合、「書類番号1-2：共同申請書」を提出してください。
- 本書類は、共同申請者が作成し、申請者から提出してください。  
※ 申請者と共同申請者の関係性が分かる証憑を、設置報告時に提出してください。
- 複数の設備種別で共同申請を行う場合は、本書類を設備種別ごとに作成してください。
- 複数の共同申請者がいる場合、本書類を共同申請者の数だけ作成してください。

### 【書類作成時の注意点】

書類番号：1-2

東京電力エナジーパートナー株式会社宛

記入日 2024年6月1日

## 共同申請書

下記のとおりTEPCOカーボンニュートラルサポートの共同申請します。

記

### <申請者情報>

申請者名義（契約名義）	〇〇〇社
お客さま番号	XXXXXXXXXX
供給地点特定番号	XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

### <共同申請者情報>

共同申請者の法人名義	□□□社
共同申請者の住所	東京都□□区□-□-□
共同申請者の連絡先	
担当者名	□□ □□
電話番号	* * * - * * * * - * * * *
メールアドレス	* * * * * @ * * .co.jp

### <設備種別>

申請する設備種別 ※選択してください	電気式高効率空調
-----------------------	----------

### <スキーム分類>

スキーム分類 ※選択してください	1. リース契約・ESCO契約・PPA契約等
---------------------	------------------------

### <スキーム概要>

申請者と共同申請者の関係性および、共同申請を行う理由についてご記載ください。

□□□社がESCO事業者として、顧客である〇〇〇社とシェアード・セイビングス契約を締結予定。契約期間は5年間を予定。  
□□□社が資金調達を行い、対象設備である電気式高効率空調を〇〇〇社の〇〇オフィスへ導入する。□□□社が対象設備の所有権を有し、運転・メンテナンス・省エネ効果計測を行う。〇〇〇社は省エネ効果に応じたサービス料を□□□社へ支払う。

### <共同申請時の同意事項>

本サービスの適用にあたり、申請者および共同申請者は以下の項目すべてに同意します。

- TEPCOカーボンニュートラルサポートのサービス利用規約に記載されるすべての内容
  - TEPCOカーボンニュートラルサポートの公募要領に記載されるすべての内容
  - その他、東京電力エナジーパートナー株式会社の指示等に従うこと
- 上記の事項に同意します。(チェックを入れてください)

共同申請者がサービス利用規約・公募要領等の内容に同意する 必要がありますので、あらかじめ当該資料を共同申請者へ共有してください



共同申請者の押印がない場合は申請書類として認められません

申請者および共同申請者はあらかじめサービス利用規約・公募要領等の内容を全て理解の上、同意事項にチェックしてください

以上

## 5.1 交付申請の申請書類サンプル

### 5.1.3 書類番号1-3：見積書および付随書類

- 申請者は、以下の内容が分かる導入予定設備の見積書（写）および付随書類を提出してください。
  - ① 蓄熱設備の制御システム : システム改修であること
  - ② 電気式高効率空調 : 導入する室外機の型式、導入台数
- 見積書で必要情報を読み取れない場合は、付随書類（必要情報がわかるもの）を併せて提出してください。
  - ※ 電気式高効率空調において、見積書にセット型式（室内機・室外機のセット型式、複数室外機を組み合わせたセット型式）のみが記載されている場合は、室外機単体の型式がわかる付随書類を提出してください。
  - ※ 付随書類を提出される場合は、見積書と同一のファイルで提出してください。

#### 【書類作成時の注意点】

記入日： 年 月 日						
<b>見積書</b>						
株式会社△△ 御中			株式会社〇〇 営業部 ××××			
件名：電動式パッケージエアコンの導入						
合計：4,370,000 円						
納期：2023年〇月〇日						
受渡条件：試運転完了後						
お支払い条件：検収翌月末までに現金支払						
見積有効期限：2023年〇月〇日						
納入現場名：設置場所名称・住所等						
項目	品名・名称	型番	数量	単位	単価	金額
設備費						
	【製品名】●●社〇〇シリーズ	N-ECO2016-KT				
	室外機	RSLIM40	2	台	500,000	1,000,000
	室内機 4方向天井カセット形	NEW-1500VH	10			
	パネル1 パネル Type1	NEW-1500VH	5			
	パネル2 パネル Type2	LX-IBS88-I	5	個	30,000	150,000
	リモコン ネオ・ホワイトア	KT-LX-WT	10	個	30,000	300,000
	小計					3,600,000
部材費						
	配線材・接続材		1	式	50,000	50,000
	壁面取り付けブラケット	CCJ-023型	20	式	1,000	20,000
	小計					70,000
工事費						
	設置費		1	式	500,000	500,000
	撤去費		1	式	300,000	300,000
	値引き		-	-	-100,000	-100,000
	小計					700,000
	総計					4,370,000

対象設備の型式・台数が読み取れること

## 5.1 交付申請の申請書類サンプル

### 5.1.4 書類番号1-4：制御対象空調一覧

- 申請者は、ビル用マルチエアコンの制御システムを申請する場合、以下の内容が分かる「書類番号1-4：制御対象空調一覧」を提出してください。
  - 導入する制御システムの名称
  - 制御システムを導入する需要場所
  - 制御対象の室外機の型式
  - 制御する室外機の台数
- 申請するビル用マルチエアコンの制御システムにて、複数の需要場所を制御する場合は、代表となる1つの需要場所にて申請してください。

#### 【書類作成時の注意点】

書類番号：1-4

東京電力エナジーパートナー株式会社宛

記入日 2024年6月1日

## 制御対象空調一覧

#### <申請者情報>

申請者名義（契約名義）	〇〇〇社
お客さま番号	XXXXXXXXXX
供給地点特定番号	XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

#### <導入予定の制御システム>

制御システムメーカー	AAA
制御システム名称	BBB

#### <制御対象の室外機>

No	メーカー	型式	台数
1	メーカー名AAA	PAC0001	3
2	メーカー名AAA	PAC0010	5
3	メーカー名AAA	MULTI1002	10
4	メーカー名AAA	MULTI1020	5
5			

以上

## 5.1 交付申請の申請書類サンプル

### 5.1.5 書類番号1-5：図面および付随書類

- 申請者は、太陽光発電設備を申請する場合、以下の内容が分かる図面および付随書類を提出してください。
- 図面から読み取ることができない情報がある場合は、当該情報が記載された付随書類を提出してください。  
※ 付随書類を提出される場合は、すべて同一のファイルで提出してください。

#### <すべての設置形態 共通>

- 導入予定場所の住所
- 機器の配置
- 太陽光パネルの枚数、太陽光パネル1枚あたりの出力（kW）
- パワーコンディショナ（PCS）の台数、パワーコンディショナ（PCS）1台あたりの出力（kW）

#### <陸屋根>

- 太陽光発電設備の設置面が、陸屋根（傾斜のない平面な屋根）であること

#### <ソーラーカーポート>

- ソーラーカーポート（太陽光発電搭載型カーポートまたは太陽光発電一体型カーポート）であること

#### <野立て>

- 太陽光発電設備の接地面が地面であること

#### <塩害地区>

- 対象設備を設置する敷地範囲と海岸線の最短距離が 1km以内であること

#### <壁面・窓面等>

- 太陽光発電設備の接地面が壁面・窓面等であること

## 5.1 交付申請の申請書類サンプル

### 5.1.6 書類番号1-6：導入予定場所の写真

申請者は、太陽光発電設備を申請する場合、「書類番号1-6：導入予定場所の写真」を提出してください。

#### 【書類作成時の注意点】

書類番号：1-6

東京電力エナジーパートナー株式会社宛

記入日 2024年6月1日

### 導入予定場所の写真

(太陽光発電設備のみ)

#### <申請者情報>

申請者名義（契約名義）	〇〇〇社
お客さま番号	XXXXXXXXXX
供給地点特定番号	XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX

#### <設置形態>

設置形態 ※選択してください	1. 陸屋根
-------------------	--------

#### <導入予定場所の写真>



写真に導入予定場所以外の場所を含む場合は、導入予定場所を赤枠などで図示してください

以上

## 5.1 交付申請の申請書類サンプル

以下は設置形態ごとの写真の例です。

【陸屋根】



【ソーラーカーポート】



【野立て】



【塩害地区】



【壁面・窓面等】



※ 増設の場合は、継続使用する既存設備を導入予定場所の写真に含めてください。

## 5.1 交付申請の申請書類サンプル

### 5.1.7 書類番号1-7：導入予定場所の位置情報

- 申請者は、設置形態が野立てまたは塩害地区の場合、以下の内容を満たす導入予定場所の位置情報を提出してください。
  - 野立て : 下図の①③⑥を満たす証憑
  - 塩害地区 : 下図の①～⑥を満たす証憑
- WEBで公開されている地図（国土地理院の地理院地図やGoogleマップ等）を利用する場合は、利用規約にて認められている利用条件をご確認ください。

#### 【書類作成時の注意点】



## 5.2 設置報告の申請書類サンプル

### 5.2.1 書類番号2-1：設置完了届

- 申請者は、「書類番号2-1：設置完了届」を提出してください。  
※ 施工事業者が複数いる場合、本書類を施工事業者ごとに作成してください。

#### 【書類作成時の注意点】

書類番号：2-1

東京電力エナジーパートナー株式会社宛

記入日 2024年10月1日

## 設置完了届

下記のとおりTEPCOカーボンニュートラルサポートにおける対象設備の設置完了について報告します。

記

#### <申請者情報>

申請者名義（契約名義）	〇〇〇社
交付申請ID	A 1 9 9 9 9

#### <設置場所情報>

施工場所の住所	東京都〇〇区〇〇-〇-〇
---------	--------------

#### <施工事業者情報>

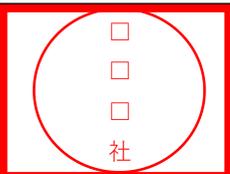
施工事業者名	□□□社
施工事業者の住所	神奈川県□□市□□-□
施工事業者の連絡先	
担当者名	■ ■ ■ ■
電話番号	XXX-XXXX-XXXX
メールアドレス	XXXXXXXX@XX.co.jp

#### <設置完了日>

設置完了日	2024年6月30日
-------	------------

※設備ごとに設備導入の完了日が異なる場合は、最も遅い日をご記載ください

#### <施工事業者 押捺欄>

施工事業者 押捺欄 ※社名等の分かる公印		施工事業者の押印がない場合は 申請書類として認められません
-------------------------	---	----------------------------------

以上

## 5.2 設置報告の申請書類サンプル

### 5.2.2 書類番号2-2：工事請負契約書および付随書類

- 申請者は、以下の内容が分かる工事請負契約書および付随書類を提出してください。
  - 申請者および施工事業者
  - 工事を行う住所
  - 契約日
    - ※ 工事請負契約日が公募要領の公表日より前である場合は、設備発注日が公募要領の公表日より後であることが分かる付随書類（発注書等）を併せて提出してください
  - 電気式高効率空調の場合、室外機の型式と導入台数
- 工事請負契約書で必要情報を読み取れない場合は、付随書類（必要情報がわかるもの）を併せて提出してください。
- 工事請負契約書がない場合は、発注書+請書等を代替書類として提出することを可とします。

#### 【書類作成時の注意点】

工事請負契約書

発注者（申請者）が記載されていること

発注者	フリガナ 〒□□□-□□□□	△ △	契約日	令和○年○月○日
ご住所	TEL ( ) 携帯電話 ( )		受注者	
			施工事業者名が記載されていること	
			理人	

工事名	施工場所	品名・名称	型番	単位	数量	単価	金額	
電動式パッケージエアコンの更新	東京都○区○-○	【製品名】●●社○○シリーズ	N-ECO2016-KT					
		室外機	RSLIM40	台	2	500,000	1,000,000	
		室内機 4方向天井カセット形	NEW-1500VH	台	10	200,000	2,000,000	
							150,000	
		リモコン オートホブタイプ	KT-LX-WT	個	10	30,000	300,000	
							合計	3,600,000

工事を行う住所が記載されていること

対象設備の型式・台数が読み取れること

契約日	お支払い条件	備考
○年 ○月 ○日	現金・振込・クレジット	
	支払日（入金日）	
○年 ○月 ○日から	工事完了後 一週間以内	
○年 ○月 ○日まで	クレジット 工事完了後 年 月 日 から 回払	

契約日が記載されていること

## 5.2 設置報告の申請書類サンプル

### 5.2.3 書類番号2-3：計画変更申請書

- 申請者は、設置報告における以下の内容について、交付決定した内容から変更がある場合、「書類番号2-3：計画変更申請書」を提出してください。

#### 【申請者情報の変更】

- 電気需給契約の権利義務の譲渡を伴わない契約名義等の変更
  - ※ 供給地点番号の変更はできません。
- 共同申請者の変更
  - ※共同申請者を追加・変更する場合は、共同申請書を添付してください。

#### 【設備情報の変更】

- 設備番号の変更
- 導入台数の変更

#### 【書類作成時の注意点】

書類番号：2-3

東京電力エナジーパートナー株式会社宛

記入日 2024年10月1日

## 計画変更申請書

下記のとおりTEPCOカーボンニュートラルサポートにおける計画変更について申請します。

記

#### <申請者情報>

申請者名義（契約名義）	〇〇〇社
交付申請ID	A 1 9 9 9 9

#### <計画変更の内容>

計画変更の内容 ※選択してください	3. 申請者情報・設備情報の変更
----------------------	------------------

#### <計画変更の理由>

社名変更により契約名義が変更となったため  
空調設備の設計変更のため、導入台数を増加したため

計画変更する内容について記載してください

#### <申請者情報の変更内容>

計画変更する情報のみご記載ください。

No	変更する情報	変更前の情報	変更後の情報
1	契約名義	株式会社AAA	株式会社BBB
2	お客さま番号		
3	「ビジネスTEPCO」ID		
4	契約種別		
5	共同申請者		

変更がない情報については、空欄としてください

※ 共同申請者を追加・変更する場合は、共同申請書を添付してください。

## 5.2 設置報告の申請書類サンプル

### 5.2.4 書類番号2-4：権利義務の譲渡確認書

- 申請者は、設置報告における電気需給契約の以下の内容について、交付決定した内容から変更がある場合、「書類番号2-4：権利義務の譲渡確認書」を提出してください。

#### 【電気需給契約の変更】

- 電気需給契約の権利義務の譲渡を伴う契約名義の変更

#### 【書類作成時の注意点】

書類番号：2-4

東京電力エナジーパートナー株式会社宛

記入日 2024年10月1日

### 権利義務の譲渡確認書

下記のとおりTEPCOカーボンニュートラルサポートにおける電気需給契約の権利義務の譲渡について申請します。

記

#### <譲渡前の申請者情報>

申請者名義（契約名義）	〇〇〇社
需要場所の住所	東京都〇〇区〇〇-〇-〇
お客さま番号	XXXXXXXX
供給地点特定番号	XX-XXXX-XXXX-XXXX-XXXX
名義変更日	2024年9月1日
交付申請ID	A 1 9 9 9 9

#### <電気需給契約者の変更理由>

物件の売却・譲渡に伴う名義変更のため

#### <申請者情報の変更内容>

No	変更する情報	譲渡前の情報	譲渡後の情報
1	契約名義	〇〇〇社	●●●社
2	「ビジネスTEPCO」ID	Sample 1	Smample 2

#### <譲渡に関する同意事項>

本サービスの適用にあたり、以下の項目すべてに同意します。

- TEPCOカーボンニュートラルサポートのサービス利用規約に記載されるすべての内容
- TEPCOカーボンニュートラルサポートの公募要領に記載されるすべての内容
- その他、東京電力エナジーパートナー株式会社の指示等に従うこと

上記の事項に同意します。（チェックを入れてください）

譲渡前および譲渡後のお客さまは  
サービス利用規約・公募要領等の内容を  
全て理解の上、同意事項にチェックしてください

以上

## 5.2 設置報告の申請書類サンプル

### 5.2.5 書類番号2-5：共同申請の確認書

- 申請者は、交付申請時に共同申請を行っている場合、申請者と共同申請者の関係が分かる「書類番号2-5：共同申請の確認書」を提出してください。

<リース契約・ESCO契約・PPA 等>  
リース契約書、PPA契約書 等

<グループ会社・フランチャイズ 等>  
グループ会社組織図、フランチャイズ契約書 等

<テナントビル 等>  
賃貸借契約書 等

### 5.2.6 書類番号2-6：加入証明書

- 申請者は、蓄熱設備の制御システムまたはビル用マルチエアコンの制御システムを申請する場合、「書類番号2-6：加入証明書」を提出してください。
  - 蓄熱設備の制御システムの場合、当社指定のDRメニューの契約書等
  - ビル用マルチエアコンの制御システムの場合、当社指定のエネルギー管理サービスの契約書等

## 5.2 設置報告の申請書類サンプル

### 5.2.7 書類番号2-7：導入設備の写真

申請者は、以下の内容が分かる「書類番号2-7：導入設備の写真」を提出してください。

- サポート対象設備の全景
  - ※ 電気式高効率空調の場合は、室外機**のみ**の写真で可とします。
  - ※ 導入設備以外が含まれる場合は、サポート対象設備を赤枠などで図示してください
- サポート対象設備の型式・製造番号が識別できる写真

#### 【書類作成時の注意点】

書類番号：2-7

東京電力エナジーパートナー株式会社宛

記入日 2024年10月1日

#### 導入設備の写真

下記のとおりTEPCOカーボンニュートラルサポートにおける導入設備の写真について報告します。

記

<申請者情報>

申請者名義（契約名義）	〇〇〇社
交付申請ID	A 1 9 9 9 9

<設備種別>

申請する設備種別	電気式高効率空調
----------	----------

No	設備番号	メーカー	製品名	型式
1	0			

① 全景の写真

② 製造番号が分かる写真

サポート対象設備以外の設備等が含まれる場合は、サポート対象設備を赤枠などで図示してください

型式と製造番号が鮮明に分かる写真を添付してください

書類番号：2-7

東京電力エナジーパートナー株式会社宛

記入日 2024年10月1日

#### 導入設備の写真

下記のとおりTEPCOカーボンニュートラルサポートにおける導入設備の写真について報告します。

記

<申請者情報>

申請者名義（契約名義）	〇〇〇社
交付申請ID	A 1 9 9 9 9

<設備種別>

申請する設備種別	太陽光発電設備
----------	---------

<設備種別>

申請する設置形態 ※選択してください	5. 壁面・窓面等
-----------------------	-----------

① 全景の写真

サポート対象設備以外の設備等が含まれる場合は、サポート対象設備を赤枠などで図示してください

No	PCSメーカー名	PCS1台あたりの出力 (kW/台)
1	0	0.0

② 製造番号が分かる写真

## 5.2 設置報告の申請書類サンプル

### 5.2.8 書類番号2-8：設備設置後の図面および付随書類

- 申請者は、太陽光発電設備を申請する場合、以下の内容が分かる図面および付随書類を提出してください。
- 図面から読み取れない情報がある場合は、当該情報が記載された付随書類を提出してください。  
※ 付随書類を提出される場合は、すべて同一のファイルで提出してください。

#### <すべての設置形態 共通>

- 導入場所の住所
- 機器の配置
- 太陽光パネルの枚数、太陽光パネル 1 枚あたりの出力 (kW)
- パワーコンディショナ (PCS) の台数、パワーコンディショナ (PCS) 1 台あたりの出力 (kW)

#### <陸屋根>

- 太陽光発電設備の接地面が、陸屋根（傾斜のない平面な屋根）であること

#### <ソーラーカーポート>

- ソーラーカーポート（太陽光発電搭載型カーポートまたは太陽光発電一体型カーポート）であること

#### <野立て>

- 太陽光発電設備の接地面が地面であること

#### <塩害地区>

- 対象設備を設置する敷地範囲と海岸線の最短距離が 1km以内であること

#### <壁面・窓面等>

- 太陽光発電設備の接地面が壁面・窓面等であること

## 5.2 設置報告の申請書類サンプル

### 5.2.9 書類番号2-9：電気需給契約書

- 申請者は、オフサイトPPAモデルで太陽光発電設備を導入する場合、「書類番号2-9：電気需給契約書」を提出してください。  
※ 電気需給契約のご案内（写）を代替書類とすることを可とします。

#### 【書類作成時の注意点】

- ① 当社と締結している電気需給契約書であること
- ② オフサイトPPAスキームで導入した太陽光設備の需要場所が明記されていること
- ③ 申込者の情報（お客さま番号、供給地点特定番号等）が明記されていること

### 5.2.10 書類番号2-10：接続供給兼基本契約申込書

- 申請者は、太陽光発電設備で発電した電力を自己託送する場合、「書類番号2-10：接続供給兼基本契約申込書」を提出してください。  
※ すべての託送先が、東京電力エリアで当社と電気需給契約を締結している必要があります。

#### 【書類作成時の注意点】

参考資料（2）-1-1

平成\*\*年\*\*月\*\*日

東京電力パワーグリッド株式会社 御中

### 接続供給兼基本契約申込書

接続供給等に関する契約について、貴社の託送供給等約款を承認のうえ、以下のとおり申込みます。突発同時同量の経過措置を適用している場合で受電地点に関する申込みを行なうときは、受電別申込書および回答書内容を前提として申込みます。

①

1. 契約者等	<p>名称：〇〇株式会社</p> <p>役職：代表取締役</p> <p>氏名：〇〇 〇〇</p> <p>住所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇-〇-〇</p> <p>印</p>
連絡者名	<p>所属：〇〇部</p> <p>氏名：●●●●●●</p> <p>住所：〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇-〇-〇</p> <p>電話・FAX：****-*****-*****</p> <p>E-mail：*****@*****.co.jp</p>

（事務的内容と技術的内容で別の方への連絡をご要望の場合は併記ください）

2. 申込内容

接続供給の開始希望日	希望しない	
受電別接続検討との同時申込	希望しない	
受電地点・供給地点ごとの事項		
申込内容	申込件数	
	受電地点	供給地点
地点の追加	件	件
契約受電電力または契約電力の変更	件	1 件
地点の削除	件	件
設備撤去	件	件
契約受電電力または契約電力の変更を伴わない設備変更	件	件
その他の変更	件	件
特記事項		

本申込書を受領する一般送配電事業者は、接続供給等の申込みおよび実施に際して得た情報を、託送供給等を実施する目的以外に使用いたしません。

1

参考資料（2）-1-2

②

### 接続供給兼基本契約申込書別紙【需要場所の概要】

需要者の名称	〇〇カブシキカイシャ △△ビル 〇〇株式会社 △△ビル	
供給地点特定番号+半角22桁	0310112040112345678901	
電気の使用住所（需要場所）	〒135-0016 〇〇県〇〇市〇-〇-〇	
供給地点（財産責任分界点）	従来どおり	業種

申込内容

接続供給開始希望日 平成28年4月1日

託送供給等約款における需要者に関する事項の遵守について承諾いただいているか 需要者に承諾いただいている

接続送電サービス	料金種別	今回：標準	従来：標準
	契約電力	今回：700 kW	従来：600 kW
	(内自家補相当分)	今回：( ) kW	従来：( ) kW
	供給電気方式	今回：交流三相3線式	従来：交流三相3線式
供給送電サービスA	供給電圧	今回：6,000 V	従来：6,000 V
	計量電圧	今回：6,000 V	従来：6,000 V
	契約電力	今回：- kW	従来：- kW
供給送電サービスB	供給電圧	今回：- V	従来：- V
	計量電圧	今回：- V	従来：- V
	契約電力	今回：- kW	従来：- kW
ピークシフト電力	供給電圧	今回：- V	従来：- V
	計量電圧	今回：- V	従来：- V
	契約電力	今回：- kW	従来：- kW
受電設備容量（合計）	今回：1,500 kVA	従来：1,500 kVA	
負荷設備容量（合計）	今回：1,000 kW	従来：1,000 kW	
発電設備容量（合計）	今回：- kW	従来：- kW	

接続受電電力の計画値および接続供給電力の計画値

パルス受給の要否 否

需要者窓口連絡先	会社・所属	〇〇部	電話番号	03-5678-1234
主任技術者名連絡先	会社・所属	△△部	電話番号	04-1234-5678

契約電力算定根拠は別紙参照。

その他特記事項

2

## 6. サポート金のお支払い

---

## 6. サポート金のお支払い

### 6.1 サポート金のお支払い

- 当社は、サポート金を交付申請単位でお支払いします。
- サポート金のお支払いは、「サポート金支払決定通知」を交付した月の翌々月末までに設置報告時にご指定いただいた口座へ振込みます。
  - ※ サポート金の振込名義は「トウデンハンキヤクキンFD」となります。
  - ※ サポート金の消費税は不課税となります。

### 6.2 サポート金の返還

- サポート金のお支払い後に、サポート対象外となることが発覚し、当社がサポート金の全部または一部の返還を請求したときは、当社指定の期日までに返還していただきます。
- 当社は、上記の規定に基づきサポート金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに申請者へ通知します。
  - ① 返還を請求する理由
  - ② 返還すべきサポート金額
  - ③ 延滞金に関する事項
  - ④ 返還期日

### 6.3 サポート金の返還時の延滞金

- 当社が申請者に対してサポート金の返還を請求した場合において、申請者が期日までにサポート金を返還しなかった場合、当社は、当該期日の翌日から返還の日までの日数に応じて、未払いの返還金額に年利10%の割合で計算した延滞金を徴求します。

付録.

---

# 付録. 用語・略語集

分類	用語・略語	概要
負荷移行	DR (デマンドレスポンス)	電力需給がひっ迫している際に、電力会社等の指令に応じてお客さまの設備の運用を変えることにより電力需要を変動させること
負荷移行	DRメニュー	DRに対応するため電力会社とお客さまが締結する契約メニュー
負荷移行	蓄熱設備	冷水・温水等を生成・貯蔵しておき、必要に応じて活用するための設備
負荷移行	制御システム	蓄熱設備やビル用マルチエアコンの稼働を制御するシステム
負荷移行	エナジードクター	クラウドを活用して空調制御や見える化、運用サポートを提供する日本ファシリティ・ソリューション株式会社のサービス
空調	定格冷房能力	JIS規格に基づいた温度条件で機器を連続して運転した場合にその機器が安定して出すことの出来る冷房の能力
空調	APF (通年エネルギー効率)	APFとはエアコンの省エネ性能を表す数値。この数値が大きいほど省エネ性能が高い
空調	店舗用パッケージエアコン	業務用エアコンのうち、室外機から室内機へ給電されるものただし、ルームエアコンおよび設備用パッケージエアコンを除く
空調	ビル用マルチエアコン	業務用エアコンのうち、室内機/室外機が別の電源から給電されるもの
太陽光	太陽光発電設備	太陽光パネル、パワーコンディショナ (PCS)、その他太陽光発電の稼働に必要なすべての設備の総称
太陽光	太陽光パネル	太陽光エネルギーを直接電気エネルギー (直流) に変換するパネル
太陽光	パワーコンディショナ (PCS)	発電した直流電力を家庭やビルで使える交流電力に変換する機器
太陽光	PPA (Power Purchase Agreement)	PPA事業者が太陽光発電設備を無償で設置し、PPA契約者がその発電した電気を購入するモデル
太陽光	オフサイトPPAモデル	PPAモデルのうち、PPA契約者が実際に電気を使用する場所と、太陽光発電設備を設置する場所が異なるモデル
太陽光	FIT (固定価格買取制度)	再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間買い取る、国の制度
太陽光	FIP (Feed-in-Premium)	再生可能エネルギー発電事業者が発電した電気を、卸電力取引市場で売電した場合に、基準価格と市場価格の差額をプレミアム額として交付する国の制度
その他	ESCO	お客さまが目標とする省エネルギー課題に対して包括的なサービスを提供し、実現した省エネルギー効果 (導入メリット) の一部を報酬として受け取る事業
その他	ビジネスTEPCO	月々の電気料金や使用量のグラフ比較など、法人・事業者さま向けの会員制無料Webサービス

## 低圧のお客さま

「ビジネスTEPCO」または「電気料金等のお知らせ」でご確認いただけます。  
具体的な確認方法は以下のページをご参照ください。

※「電気料金等のお知らせ」は低圧の新メニューで希望された方にのみ、有料で送付しております。

- |                      |      |
|----------------------|------|
| 1. 「ビジネスTEPCO」で確認する  | P.56 |
| 2. 「電気料金等のお知らせ」で確認する | P.57 |

## 高圧・特別高圧のお客さま

「ビジネスTEPCO」または「電気料金等請求書」でご確認いただけます。  
具体的な確認方法は以下のページをご参照ください。

※「電気料金等請求書」は高圧・特別高圧のすべてのお客さまに送付しております。

- |                     |      |
|---------------------|------|
| 3. 「ビジネスTEPCO」で確認する | P.58 |
| 4. 「電気料金等請求書」で確認する  | P.59 |

# 付録. お客さま番号と供給地点特定番号の確認方法

## 1. 「ビジネスTEPCO」で確認する（低圧のお客さま）

- 「ビジネスTEPCO」にログイン後、ご利用明細からお客さま番号と供給地点特定番号をご確認いただけます。

### 電気料金等のお知らせ

**TEPCO**  
小売電気事業者登録番号: A0269  
東京電力エナジーパートナー株式会社

4月分

令和5年5月  
4月18日 ~ 5月17日

スタンダードX

# 9,301円

(うち消費税等相当額 845円)

218kWh 最大需要電力2kW

① ご契約名義	〇〇 〇〇 様	② ご契約住所	東京都 〇〇区 △丁目××-×
地区番号	19(計量日:18)	お支払期限日	令和 5年 6月22日
③ お客さま番号 (BP番号 10桁)	〇〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇	口座振替予定日	令和 5年 6月 2日
ご請求番号	〇〇-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇	次回ご請求予定日	令和 5年 6月21日
④ 供給地点特定番号	〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇		

※おまとの請求サービスをご利用のお客さまへ  
おまとの請求サービスの詳細については [こちら](#) からご確認ください。

印刷する



# 付録. お客さま番号と供給地点特定番号の確認方法

## 3-1. 「ビジネスTEPCO」で確認する（高圧/特別高圧のお客さま）

- 「ビジネスTEPCO」にログイン後、ご利用明細からお客さま番号と供給地点特定番号をご確認いただけます。

### ■ ビジネスTEPCO

T0711796さま、ようこそ。

電気ご使用量のお知らせ

東京電力エナジーパートナー株式会社

令和4年6月分

※ 本内容につきましては、実際のご請求金額等と相違する場合がございます。  
正式なご請求金額等につきましては、郵送にてお届けする電気料金等請求書をご確認ください。

#### ① ご契約名義

〇〇〇 〇〇 様

ご請求金額 595,988 円

うち消費税等相当額 54,180 円

#### ② ご契約住所

ご使用場所 東京都 〇〇区 〇〇 〇丁目〇

#### ③ お客さま番号(13桁)

事業所コード 004 地区番号 02 (計量日)02

お客さま番号 00000-00000-0-00

供給地点特定番号 00-0000-0000-0000-0000-0000

お支払期限日 \*\*\*\*\*(4) 供給地点特定番号(22桁)

○ ご契約内容	契約種別	業務用電力	使用期間	5月2日～6月1日
	契約電力	主契約 kW		
	供給電圧	主契約 kV		
○ ご使用実績	使用電力量	合計 kWh	最大需要電力	kW

### 電気料金等内訳



印刷用ページ

料金項目	単価(税込)	kW/kWh	金額(円)	備考
基本料金				力率100% 31日間
電力量料金				
・その他率				
・燃料費等調整額				
再エネ発電賦課金				*1

\*1 再エネ発電賦課金は円未満を切り捨てます。

更新年月日 2023年5月4日

<東京電力エナジーパートナーからのお知らせ>

- 当該お客さま番号の電気料金につきましては、他のお客さま番号とまとめて請求させていただきます。
- 契約された請求金額につきましては、後日お届けする電気料金集約分内訳表でご確認ください。

※集約請求をご利用のお客さまへ

従来からの料金プランまたは高圧以上でご契約されている場合、集約の請求金額の確認方法は、以下のとおりです。

○「集約請求閲覧設定」の申込みをされた方:ビジネスTEPCOよりご確認ください。

○「集約請求閲覧設定」の申込みをされていない方:後日お届けする電気料金集約分内訳表よりご確認ください。

なお「集約請求閲覧設定」の申込みについては、こちらよりご確認ください。

# 付録. お客さま番号と供給地点特定番号の確認方法

## 3-2. 「ビジネスTEPCO」で確認する

(高圧/特別高圧のお客さまで、ベーシックプラン・市場調整ゼロプラン  
・市場価格連動プランにご加入いただいているお客さま)

- 「ビジネスTEPCO」にログイン後、ご利用明細からお客さま番号と供給地点特定番号をご確認いただけます。

お客さま番号： 000-00000-00000-0-00

 ご契約内容の確認

### ご契約情報

契約名義

①ご契約名義

〇〇 さま

ご契約プラン

ベーシックプラン

契約電力常時

00 kW

予備線契約電力

-

予備電源契約電力

-

供給地点特定番号

②供給地点特定番号(22桁)

00 0000 0000 0000 0000 0000

ご利用場所

③ご契約住所

〇〇県 〇〇市 〇〇町 〇丁目 〇番

お客さま番号

④お客様番号(13桁)

 000 00000-00000-0-00

※頭の3桁は除きます

# 付録. お客さま番号と供給地点特定番号の確認方法

## 4. 「電気料金等請求書」で確認する（高圧/特別高圧のお客さま）

- 「電気料金請求書」からお客さま番号と供給地点特定番号をご確認いただけます。
- 「電気料金請求書」はすべてのお客さまを対象に送付しております。

000-0000

C000-000000-000000

〇〇県〇〇市 〇〇町〇

〇〇〇〇株式会社  
〇〇部 〇〇〇課

東京電力エナジーパートナー株式会社・  
返戻先 東京電力パワーグリッド株式会社  
銀座支社 (001)  
港区芝公園2丁目2-4  
0120-995-001

### 電気料金等請求書

(Electric bills)

～おかけ間違いにお気をつけ下さい。～

毎度ご利用いただきありがとうございます。 令和 5年 4月分の電気料金等を下記のとおりご請求させていただきます。

#### ① ご契約名義

〇〇〇〇株式会社 様

ご請求金額	20,573 円
うち消費税等相当額	1,870 円

#### ② ご契約住所

ご使用場所 〇〇区 〇〇町 〇丁目 〇

#### ③ お客さま番号(13桁)

〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇-〇-〇〇

#### ④ 供給地点特定番号(22桁)

地点番号 〇〇-〇〇〇〇

〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇

○ご契約内容	契約種別	業務用電力	使用期間	3月24日	～	4月23日					
	契約電力	主契約									
	供給電圧	主契約									
○ご使用実績	使用電力量	合計		0 kWh	最大需要電力						
○過去1年間の最大需要電力 (kW)											
令和 5年 3月		kW	令和 5年 2月		kW	令和 5年 1月		kW	令和 4年 12月		kW
令和 4年 11月		kW	令和 4年 10月		kW	令和 4年 9月		kW	令和 4年 8月		kW
令和 4年 7月		kW	令和 4年 6月		kW	令和 4年 5月		kW			

契約電力は、当月を含む過去12ヶ月における各月の最大需要電力のうちで最も大きい値となります。

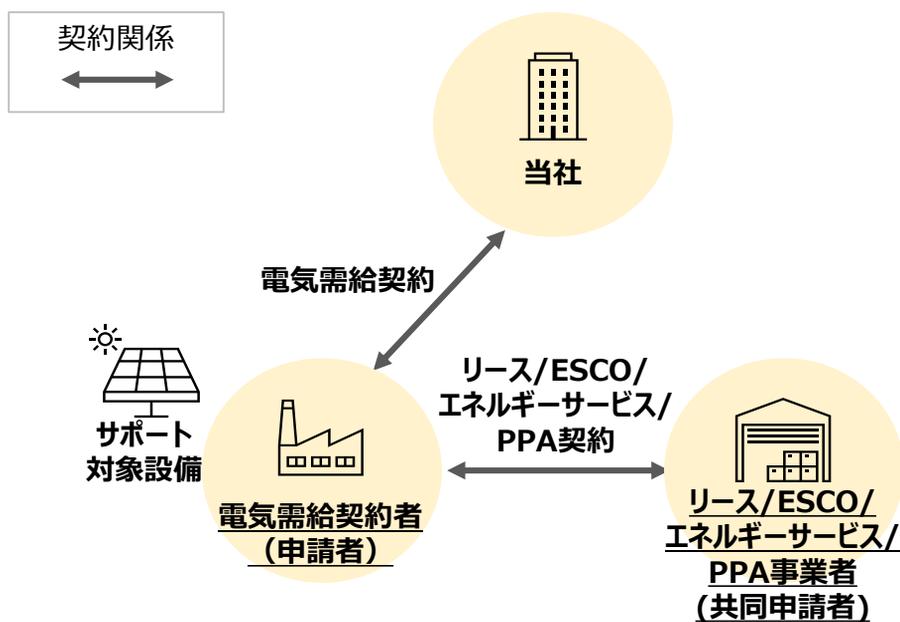
新送料金相当額 7,519 円 左記は、託送供給約款(2023年4月)の標準接続送電サービス等に基づき算定した参考値です。  
ご請求金額には、法律で定められた賠償負担金相当額(令和5年3月以前は0.08円/kWh、令和5年4月以降は0.09円/kWh)及び脱炭素化負担金相当額(令和5年3月以前は0.06円/kWh、令和5年4月以降は0.07円/kWh)を含んでおります。  
ご請求金額には、国による電気料金軽減措置(▲3.5円/kWh)を含んでおります。詳しくは当社ホームページでご確認ください。

# 付録. 共同申請となる契約スキーム例

## <リース・ESCO・エネルギーサービス・オンサイトPPAモデル>

- ・ サポート対象設備をリース/ESCO/エネルギーサービス/オンサイトPPAモデルにより取得する場合は、リース/ESCO/エネルギーサービス/PPA事業者を「共同申請者」として、共同申請を行ってください。
- ・ リース/ESCO/エネルギーサービス/PPAの契約書等を「書類番号2-5：共同申請の確認書」として設置報告時に提出してください。

### 【設備利用開始時の関係図（例）】

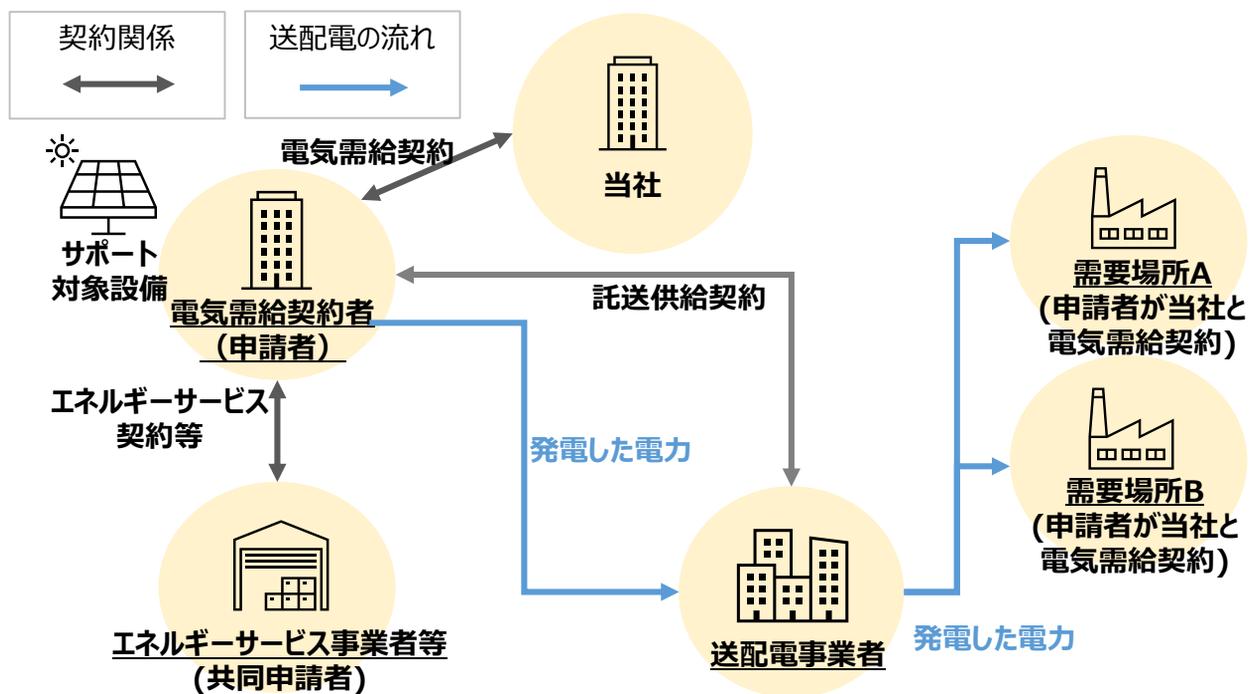


# 付録. 共同申請となる契約スキーム例

## <自己託送>

- 太陽光発電設備において、サポート対象設備を自己託送スキームで設置する場合、自己託送を運営するエネルギーサービス事業者等を「共同申請者」として、共同申請を行ってください。  
※自己託送スキームとは、自社で発電した電力を申請者の別需要場所で使用するスキーム
- エネルギーサービス等の契約書等を「書類番号2-5：共同申請の確認書」として設置報告時に提出してください。
- なお、サポート対象設備で発電した電力を自己託送する場合は、以下2点を満たす場合のみ、サポート対象とします。
  - 全ての託送先が、東京電力エリアにおいて当社と電気需給契約を締結していただいている需要場所であること
  - ①の各電気需給契約の締結者が、申請者であること

【設備利用開始時の関係図（例）】

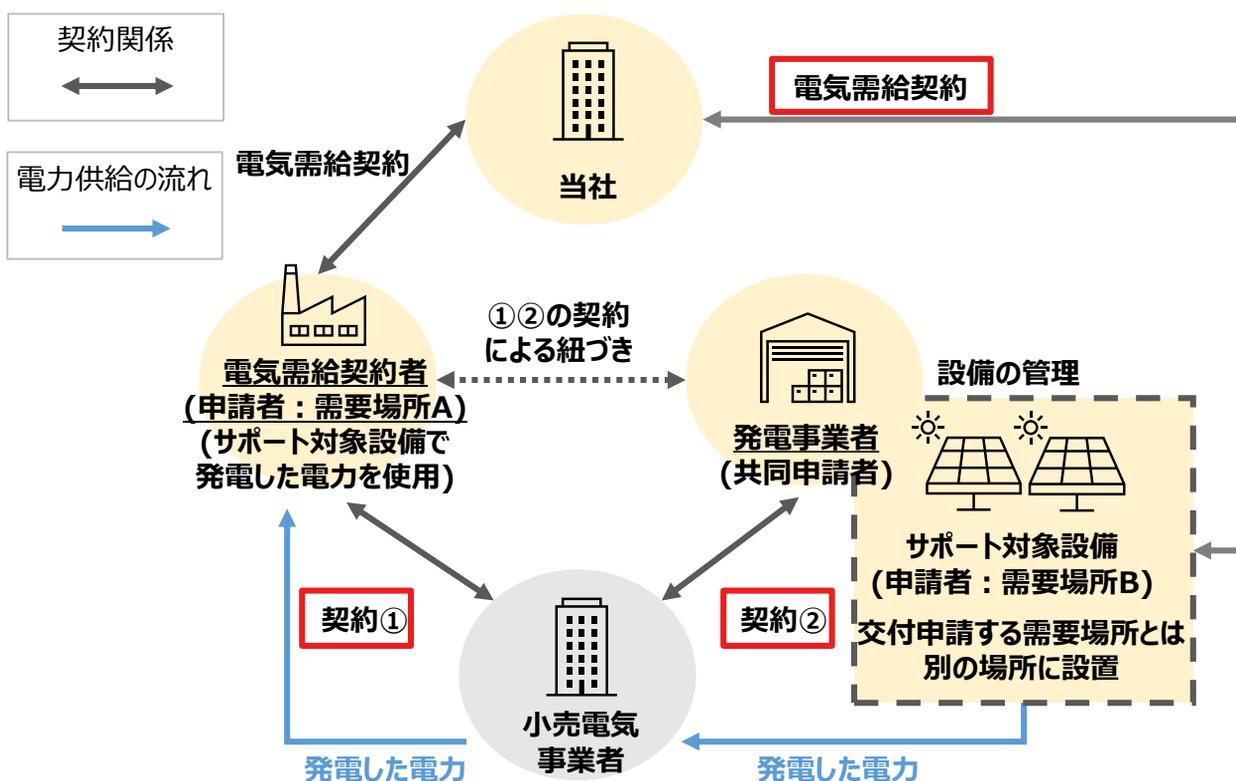


# 付録. 共同申請となる契約スキーム例

## <オフサイトPPAモデル>

- 太陽光発電設備において、サポート対象設備をオフサイトPPAモデルで設置する場合、発電事業者を「共同申請者」として、共同申請を行ってください。
- 下図赤枠の契約書等を「書類番号2-5：共同申請の確認書」として設置報告時に提出してください。（契約関係が以下の例と異なる場合は、オフサイトPPAモデルに関わる契約書をすべて提出してください。）
- サポート対象設備の設置場所が当社との電気需給契約における需要場所であることがわかる契約書を設置報告時に提出してください。

【設備利用開始時の関係図（例）】



TEPCOカーボンニュートラルサポートに関するお問い合わせ・相談・連絡窓口

【TEPCOカーボンニュートラルサポート サービスセンター】

**Tel : 0120-795-041**

受付時間 9 : 00～17 : 00

月曜日～金曜日（土・日・祝日・年末年始を除く）

【TEPCOカーボンニュートラルサポート ホームページ】

[https://www.tepco.co.jp/ep/corporate/savingenergy\\_c/shoenepg/2024.html](https://www.tepco.co.jp/ep/corporate/savingenergy_c/shoenepg/2024.html)